

令和7年度印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食料品価格の高騰の影響を受けている介護サービス事業所等（以下「事業所」という。）に対し、事業所における円滑な食事提供の継続を支援し、市民が必要とする介護サービスの提供体制の維持を図ることを目的に、予算の範囲内において、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 支援金の給付の対象となる事業所は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）時点において、次の各号のいずれかに該当する市内に所在する事業所であって、食事の提供を必須としている又は継続的に行っている事業所とする。ただし、申請日時点において休止若しくは廃止している事業所又は申請日後において休止若しくは廃止する予定の事業所を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けている事業所。ただし、介護予防サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係るものを除く。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅

(対象経費)

第3条 支援金の給付の対象となる経費は、令和6年12月から令和7年11月までの食事の提供に係る費用の総支出額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(給付の額等)

第4条 支援金の給付額は、補助対象経費から令和7年度分として、千葉県が実施する社会福祉施設物価高騰対策支援事業（高齢者施設分）に申請予定の補助額を減算した額とする。ただし、別表に定める額を給付上限額とする。

2 支援金の給付は、1事業所につき1回とする。

(申請時期)

第5条 支援金の給付に係る申請の受付開始日は令和8年2月12日とし、申請期限は令和8年3月19日までとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(申請手続等)

第6条 支援金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)
- (2) 令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金所要額調書(別記第2号様式。以下「所要額調書」という。)
- (3) 誓約書(別記第3号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で、給付の可否を決定し、令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付(不給付)決定通知書(別記第4号様式)により前条の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

3 申請者から提出された申請書及び所要額調書(以下「申請書等」という。)に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき理由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付の請求)

第8条 前条第1項の規定による給付の決定があったときは、第6条の規定による申請をもって、支援金の給付の額の確定に係る請求があったものとみなし、支援金を給付するものとする。

(給付の取消し及び返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたときは、

既に給付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、支援金の給付を受けた者に対し、支援金の給付に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条）

	事業所種別	1事業所当たりの 給付上限額
入所・ 入居系 事業所	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用定員×18,000円
	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
	軽費老人ホーム	
	ケアハウス	利用定員×10,000円
	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	
	住宅型有料老人ホーム	
系短期 事業入 所所	サービス付き高齢者向け住宅	
	短期入所生活介護	
通所系 事業所	短期入所療養介護	
	通所介護	利用定員×6,000円
	通所リハビリテーション	
	地域密着型通所介護	
小規模多機能型居宅介護		

注

- 1 利用定員は、基準日（令和7年12月1日）時点のものとする。
- 2 短期入所生活介護及び短期入所療養介護において、空床利用型を除く。
- 3 小規模多機能型居宅介護において利用定員は、通いサービスの利用定員とする。

別 記

第1号様式（第6条）

年 月 日

（あて先）印西市長

申請者 事業所所在地
事業所名
代表者職氏名
電話番号

⑩

令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付申請書兼請求書

令和7年度印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付要綱による支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、支援金の給付が決定された場合は、給付決定額分を下記の支援金振込先に振り込むよう請求します。

記

1 支援金申請（請求）額 _____ 円

2 給付対象内容

事業所の名称	
事業所種別	
利用定員数	_____ 人

※別表に記載されている事業所種別ごとに申請してください。

3 支援金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店 名	本店 支店	支店コード															
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)																	
ゆうちょ銀行	記号																		
	(フリガナ)																		
	口座名義人																		

【添付書類】

食事の提供について、1食又は月額金額及び利用定員が確認できるもの（令和7年12月1日時点における契約書や運営規定の写し等）

（請求に関する担当（責任）者）

所属 _____

職氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

第2号様式（第6条）

令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金所要額調書

事業所名 _____

対象となる経費 (A)	千葉県に申請見込み の支援金額 (B)	差引額 (A - B) (C)	給付上限額 (D)	支援金額 (C、Dのいずれか の少ない方の金額) (E)	給付決定額 (F)
円	円	円	円	円	円

対象となる経費 (A) : 令和6年12月から令和7年11月までの間に要した食事の提供に係る費用の総支出額とする。
ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

誓約書

（あて先）印西市長

	事業所所在地
申請者	事業所名
	代表者職氏名
	電話番号

私は、印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の給付の申請に当たり、次のことについて誓約します。

記

- 1 本申請の内容に虚偽はありません。
内容の虚偽、令和7年度印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付要綱に反する等、印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を給付することが適当でないと認められる事由が発生した場合は、その支援金の全部又は一部を、市長が定める期限内に返還することに同意します。
- 2 印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の趣旨を十分に理解し、その支援金を施設の食事の提供に係る物価高騰対策として使用することを誓約します。

以 上

様

印西市長



令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付（不給付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の給付について、令和7年度印西市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 給付決定額 金 _____ 円
- 2 不給付
(不給付の理由)